

明瞭の事實にして同人の等しく遺憾とする次第に御座矣然し  
左から繼續する限りは会費は以て其の費用を負つべきは勿論の事  
は又是又会則上より論ずるも明かに御座候今哉不毎も一掃これ  
一たび改新を断行して以て創立當初の目的を貫徹せんと同鏡  
努力致居る次第に御座候過去は過去とし改めて繼承するも  
何等差支は無之候間右の條々御賢察の上然可御考慮相  
願度且つ一應貴意を御因致し處理致す意志に御座候間  
否哉御回答相願度此段紙面を以て御伺申上候 敬只

大正十三年十月

商船同志會事務所

敬

5

其他